

京都市消防局訓令乙第3号

各 部  
防 災 危 機 管 理 室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防職員の特例退職等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成16年7月22日

京都市消防局長 森 澤 正 一

第3条中「別表第1」を「別表」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この訓令による改正後の京都市消防職員の特例退職等に関する規程の規定は、平成16年4月1日以後に退職した職員について適用し、同日前に退職した職員については、なお従前の例による。

(消防局総務部人事課)